

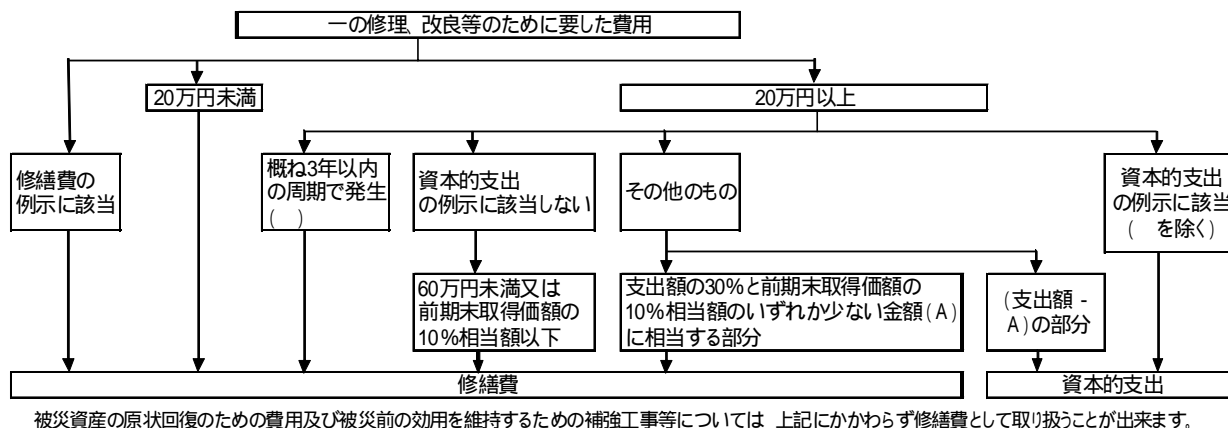
今月の経理情報

2007年 9月

今回のテーマ： 資本的支出と修繕費

固定資産の修理、改良等のための支出については、税務上、資本的支出と修繕費に区別することが困難な場合があります。そのため通達で、一定の形式的な基準を設けて区分しています。

1. 資本的支出と修繕費の判定の流れ



2. 資本的支出と修繕費の具体的例示

資本的支出	物理的に付加した部分にかかるもの 用途変更のために直接要したもの 高性能な部品に取り替えた場合の通常要する費用を超える部分
修繕費	建物の移えい又は解体移築に要したもの（注1） 機械装置の移設に要したもの（注2） 通常の維持管理のもの又は棄損した資産の原状を回復するためのもの

（注1）移えい又は解体移築を予定して取得した場合を除きます。

（注2）集中生産を行う等のための移設を除きます。

お見逃しなく！

平成19年3月31日以前から保有する資産について、資本的支出を行った場合の償却費の計算方法には、つぎの2つの方法があります。いずれを選択するかによって、償却限度額が変わってきますので留意が必要です。

<前提>

事業年度	種類/取得価格	期首帳簿価額	資本的支出額	償却方法	耐用年数/償却率
H19.4.1 ~ H20.3.31	サーバー一式 5,000,000円 (H18年4月取得)	3,155,000円	2,000,000円 (H19年10月支出)	定率法	5年 (旧定率法：0.369、 新定率法：0.5)

< 償却限度額の計算 >

(原則)資本的支出を新規取得とする方法	既 存 の 資 産 : $3,155,000 \times 0.369 = 1,164,195$ 円 資本的支出部分 : $2,000,000 \times 0.5 \times 6/12 = 500,000$ 円 合 計 : $1,664,195$ 円
(特例)既存の資産に加算する方法	$(3,155,000 + 2,000,000 \times 6/12) \times 0.369 = 1,533,195$ 円